

議案第 56 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 8 月 28 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第3項中「前項に規定する一人親家庭等の母において、法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えた場合の者」を「法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）であって、現に18歳未満児を養育するもの」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。